

令和5年度 税制改正建議書

東北税理士会

目 次

はじめに	1
I 本年度の重点建議事項	
1 災害損失控除の創設と相続時精算課税が適用された贈与財産に対する災害等の特例措置の創設	3
2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期と免税事業者が不利にならない制度の創設（一部修正）	5
3 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を見直すこと（新規）	6
II 本年度の建議事項	
【所得税】	
1 生計を一にする親族に支払った対価の必要経費算入	8
2 土地等の譲渡損の損益通算及び繰越控除	8
3 相続財産を譲渡した場合の特例に係る要件緩和	8
4 譲渡所得の計算上抵当権抹消費用等を必要経費に算入すること	9
5 所得控除の縮減と税額控除制度（給付付きを含む）の創設（一部修正）	9
6 不動産所得における事業的規模の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの是正	10
7 準確定申告の申告期限の延長	10
8 相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書提出期限の延長	10
9 相続した空き家を譲渡した場合の特別控除の要件緩和（一部修正）	11
10 所得税確定申告の申告期限の延長（新規）	11
11 暗号資産に係る所得の課税方式を分離課税とすること（新規）	11
12 交通用具使用者に支給する通勤手当の非課税限度額の拡充（新規）	12
13 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用要件の緩和（新規）	12
【法人税】	
14 役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制の見直し	12
15 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること	13
16 貸倒引当金の損金算入を認めること	13
17 公益法人等の収益事業課税について、規定方式を見直すこと	14
18 法人税の延納制度を中小法人に対して認めること	14
19 中小企業が給与等の引上げを行った場合の特別税額控除制度における給与等の範囲を拡大すること（新規）	15

【相続税・贈与税】

20	相続開始時において履行義務が確定していない保証債務等の取扱い	15
21	相続時精算課税により受贈した土地に対する小規模宅地等の減額の特例適用（一部修正）	15
22	財産評価において建物を解体撤去したときは建物の評価をゼロとすること（一部修正）	16
23	法定代理人が選任された相続人がいる場合には、当該相続に係る納税義務者全員の申告期限を延長する制度の創設	16
24	個人版事業承継税制の対象となる宅地等及び建物についての面積制限の緩和	17
25	特例事業承継税制の筆頭株主要件にその直系尊属や配偶者を含めること（新規）	17
26	高度障害保険金を受け取って間もなく死亡した場合の残余保険金の非課税枠の創設（新規）	17
27	特別寄与料受給者は相続税の2割加算対象者から除外すること（新規）	18

【消費税】

28	軽減税率制度を廃止すること	18
29	社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること	19
30	簡易課税制度の事前届出制度の改正	19
31	仕入税額控除の95%ルールを復活させること	20
32	個人事業者に係る消費税の確定申告書の提出期限を4月15日とすること（新規）	20
33	売手負担の振込手数料について、振込手段に関わらず適格請求書及び適格返還請求書の交付義務を免除すること（新規）	21

【地方税】

34	国税と地方税の規定を統一すること	21
35	償却資産に係る固定資産税の賦課期日・提出期限を選択制にすること	22
36	退職者の住民税の徴収方法を見直すこと	22

【各税共通・その他】

37	少額の減価償却資産に係る規定について見直すこと	23
38	一定の少額資産の全額損金算入（一部修正）	23
39	印紙税法の廃止	23

【納税環境整備】

40	閲覧・謄写権の範囲拡大	24
41	事前通知を行わずに実地調査を実施する場合の手続きについて	24

42	e-Tax 等、電子システムの利便性向上を図ること（一部修正）	25
43	被相続人が生前に提出した申告書等を閲覧する場合における要件の緩和（新規）	25

【災害税制】

44	災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和	26
45	東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和	26

はじめに

本書は、税理士法第 49 条の 11 の規定に基づく税制改正建議書である。同条では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とある。これは、同法第 1 条に示されている独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税務に関する専門家である税理士の職業団体としての固有の権利であるといえる。

東北税理士会（以下「本会」という。）は、本年も本会会員から広く税制改正についての意見を募り、それらを集約し、本建議書を作成した。とりまとめにあたり、政府その他関係機関の税制改正に関する動向を踏まえて先行性をもって提言することや税理士の職業団体としての創造性をもって提言することにも配意した。

また、東日本大震災発生以後、本会が引き続き行ってきた災害関連の税制改正建議を踏まえ、未だ実現していない項目等について、これからも引き続き要望していく。我々は、これらの提言が現在でも緊急性を有する重要項目であると考えている。これらの提言が被災地の復興支援と今後も起こりうる大規模災害対策の一助となることをここに念願するものである。

本会における、税制改正等に対する基本的な考え方は以下の通りである。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的視点となるものである。税の「公平」とは、税額や税率のみで判断できるものではなく、その国の社会構造における「応能負担」はどうあるべきか、「富の再分配」はどの程度なされるべきかを十分に検討する中で形成される概念である。所得格差や資産格差の拡大を放置することは福祉国家の崩壊に繋がるが、過度の累進課税も公正とは言えない。消費税が最基幹税となった我が国の現行税制において、時代背景を十分に考慮しながら常に総合的な観点から税の公平性のあり方を考える必要がある。

(2) わかりやすい税制

我が国の税制は、時代の政策要請に応じて改正を繰り返してきたために、事務手続きや課税標準の計算が複雑になり、納税者が容易には理解できなくなっている。そして、そのことが納税者に不利な結果をもたらしている場合がある。また、税法の規定の中には既にその使命を終えたにもかかわらず、高度成長期に制定された法律がそのまま低成長期の時代に残っているものもある。国民にとってわかりやすい制度にするためには、その制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り計算や手続きを簡素化し、もって国民の理解と支持が得られるように改正していく必要がある。

(3) 時代に適合する税制

税制はその時々時代に適合するよう見直され続けなければならない。我が国は、首都圏への一極集中による地方経済の衰退、少子高齢化と人口減少による問題、そして一部の富裕層と貧困者の経済格差の問題などを抱えている。これらの問題は、新型コロナウイルス禍にある我が国経済社会の構造、国民の生活習慣の変化によって、ますます複雑化している。こうした問題に対処すべく、経済環境の変化など時代に適合した公平な税負担がどうあるべきかという観点から総合的に判断し税制を改正するべきである。

(4) 国民のための税務行政

本会では、かねてより、国民のための税務行政が行われるべきとの観点から納税者権利憲章の策定を提言してきた。諸外国においては、税務行政について納税者憲章が制定され、国民の権利利益の保護がなされている例が多い。我が国においても真に国民の立場に立脚した、公正で透明性があり、かつ簡素な税務行政が行われるべきである。しかし、平成23年度税制改正大綱で明示されながらも、本会が改正の柱と考えている納税者権利憲章がいまだに策定されていないことは、国民の権利利益を守る観点からは改革道半ばといわざるを得ない。

納税者権利憲章は、OECDに加盟する先進国38国（令和3年12月31日現在）のほとんどにおいて制定されていることから、国際的スタンダードといって過言ではないものである。引き続き導入に向けての議論展開が期待される。

(5) 税務行政、税理士業務のデジタル化の推進

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」に明示された税務行政が今後取組んでいく基本方針に基づき、納税環境のデジタル化を着実に進めなければならない。また、令和4年度税制改正大綱に取り上げられた税理士制度の見直しに関する改正事項には、税理士業務のデジタル化推進の方針も示されていることから、税務行政及び税理士業務のデジタル化推進は納税者の利便性向上のための必須事項である。改正電子帳簿保存法の施行、予定される消費税インボイス制度の施行においては、デジタル環境の整備と定着が税務行政の中心的課題になるため、小規模事業者が取り残されることのないよう、今後も税制改正を通じた税務のデジタル化推進への目配りが必要である。

I 本年度の重点建議事項

前述の提言に基づき、本会は本年度下記の重点要望事項を掲げる。

1. 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること。また、相続時精算課税により贈与した財産について、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合の課税の特例措置を設けること。

(1) 雑損控除制度の改正と災害損失控除制度の創設

災害又は盗難若しくは横領の発生を起因として、所有する生活に通常必要な資産に損失が生じたときには、納税者の担税力の喪失を所得計算において考慮する必要があることから、課税所得の計算上、一定の損失額を所得から控除する雑損控除制度が定められている。本制度制定時からの歴史的な経緯と近年の災害の増加傾向といった状況変化を踏まえ、「雑損控除制度の改正」と、「災害損失控除制度の創設」を要望する。

【雑損控除制度の改正要望】

① 所得控除の順番について

雑損控除は所得控除の1項目であるが、他の所得控除項目よりも先に控除される。このことにより、被災した年度において人的控除が切り捨てられる場合があり、その場合は、居住者及びその者と生計を一にする親族の資産損失の回復は限定的効果に止まることとなる。課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、残された雑損控除は最後に控除すべきである。この点について、昭和26年11月の第12回国会参議院農林委員会における政府側答弁が示す考え方が、改正の障害になることが予想される。しかし、憲法で保障された最低限の生活保障を意味する基礎控除や扶養控除は、本来、万人に保障すべきものであり、それらの控除後の金額に対して、被災者等に生じた資産損失の考慮が図られて当然だと考える。

② 雑損控除の繰越期間について

雑損控除は制度上、3年間の繰越し処理が認められているが、東日本大震災のときの繰越期間は5年間であった。しかし、災害により喪失した担税力の救済を目的とするならば、災害の規模により繰越期間に差異を設けるのは公平性の観点から問題がある。繰越期間の更なる長期化が必要である。

所得税の更正期間との平仄を考えれば、最低でも5年間の繰越が認められるべきである。また法人の繰越控除制度における繰越期間が10年間であることや、被災後に再就職等により減収する納税者の存在を考慮すれば、控除期間の更なる延長も検討が必要である。

③ 損失額の確定について

損失額の確定は、原則として建物の購入代金の領収書等や移転費用の領収書等に基づいて算定することとし、建物の購入代金の領収書等を保存していない者については、固定資産税評価額や国税庁発表の建物の標準的な建築価額表に基づいて算定する方法が考えられる。

④ 対象支出の範囲について

災害関連支出の範囲について、現行制度上は、災害のやんだ日から1年以内に支出した費用が対象になり、平成23年分からは、大規模災害等の場合は3年経過の日までに対象が拡大された。しかし、立法時には想定外だった今般の原子力施設の事故により、長期の避難を余儀なくされている状況を鑑みると、災害関連費用を一定の資産損失に限定するのではなく、避難のための直接的費用や生活関連費用も対象にするべきである。また、長期化している避難の実態から判断すると、発生期間を最長3年に限定することによって、納税者の課税の公平性が歪められることになると考える。

【災害損失控除制度の創設要望】

① 災害損失控除の創設

東日本大震災の経験から、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済地域の経済基盤が回復するまでには相当の長期間を要すること、③災害による損失額を所得控除項目として別枠で計算対象にすることは、被災者のみならず国民の理解と納得が得られやすいと考える。これらの理由により、所得控除項目として、雑損控除から災害による損失を独立させ、災害損失控除の創設を要望する。なお、ここに定める災害の定義については、所得税法第2条第1項27号に規定する内容を想定している。

② 繰戻し還付制度の創設

災害損失の発生による担税力の喪失を、所得計算において考慮することを目的として、上述した繰越控除の長期化の提言に加えて、繰戻し還付制度の創設を要望する。両制度を納税者の選択により適用可能とし、災害発生後の不透明で流動的な所得環境よりも、発生前の確定した所得計算に損失を繰り戻すことが可能になれば、被災年度において、社会政策的機能として緊急的対応が迫られる被災者の生活資金等の確保が可能になると考える。

(関係法令 所得税法第2条、第62条1項、第71条、第72条、第87条1項、第120条、同法施行令第9条、第178条、第203条、第204条、第205条、第206条、第262条)

(2) 相続時精算課税により贈与した財産について、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合の課税の特例措置を設けること。

相続時精算課税制度は、贈与者が亡くなった時にその適用を受けた贈与財産の贈与時の価額と相続により取得した財産の価額を合計した金額を基に、相続税額の計算を行うものであるが、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には贈与時の価額を課税価額とすることは、相続開始時に財産価値が低下しているものに対して相続税の負担を課することになるので、相続開始時の担税力を勘案すると問題がある。

贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には、相続開始時の評価額で課税する救済措置が必要である。

(関係法令 相続税法第21条の16第3項)

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期と、免税事業者が不利にならない制度の創設。

（一部修正）

令和5年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度という。）は、軽減税率が導入され、複数税率化した現状において税の転嫁の透明性を確保するための手段である。一方でインボイス制度は、①中小零細事業者への事務負担が大きく、②免税事業者の取引市場からの排除という問題を抱えている。

制度施行まで1年余りとなった現在においても、中小事業者の同制度に対する認知度は深まっておらず、準備も進んでいないと言われている。コロナ禍の危機的な経済情勢下にあっては、事業者が準備に要する時間的制約と費用負担を考慮して、問題点が解消されるまでインボイス制度の導入を延期すべきである。

(1) インボイス制度導入後も免税事業者の消費税は、実質的に免除する仕組みを創設する

インボイス制度の導入を受けて、多くの免税事業者が課税事業者を選択することで、取引市場からの排除を回避すると言われており、財務省の試算によれば、その増収効果は約2,480億円である。しかし、インボイス制度導入が原因で消費税の納税義務者が増える結果となれば、免税事業者の人的非課税を認める事業者免税点制度（消費税法第9条）の趣旨が没却される。また、制度の導入後に、事業者間取引（B to B）の事業者は課税事業者を選択せざるを得なくなる一方で、対消費者取引（B to C）の事業者については免税事業者のままいられるとしたら、現在は同一の課税売上高の事業者について消費税の取扱いに不公平が生じる。

免税点以下の事業者については、事務能力や負担能力の観点から、たとえインボイスを発行する場合でも、実質的に消費税の負担のないまま取扱われるようにすべきである。そのことから、免税事業者からの仕入れが不利にならない制度の創設を要望する。

(2) 事業者免税点の引下げ

事業者免税点は、平成16年4月に3,000万円から1,000万円に引き下げられて以来、据え置かれているが、この間に消費税率は、平成26年4月に8%へ、令和元年10月に10%へ引き上げられているため、免税事業者の益税は拡大しているという批判がある。また、OECD加盟国の免税点の水準と比較しても、日本の半分以下である500万円以下の国が22か国ある。

免税事業者の消費税を実質的に免除する仕組みを創設する際には、併せて事業者免税点を500万円程度に引下げる改正を検討する必要があるが、制度改正が零細事業者の廃業圧力になることのないよう、担税力と事務負担増加への政策的配慮が不可欠である。

3. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を見直すこと。

(新規)

令和4年1月1日施行の「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」という）」第7条により、所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされた。この改正によって、他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保されないとの観点から、改正前に認められていた出力書面等による保存措置は廃止されることになり、出力書面等は国税関係書類以外の書類とはみなされないものとなった。しかし、事業者個々の実状に配慮せず、全事業者に対し一律に電子データによる保存義務を課すこととなる今般の改正は、納税者の権利保護の観点からも受入れ難いものである。

(1) 電子帳簿保存法第7条がもたらす影響

① 内部統制システムへの影響

会社法362条4項6号では、取締役会は会社の内部統制システムを整備することが定められている。「資産の保全」目的からは、必要な支出に限ることを担保する社内稟議、二重支払い等防止のための証憑類の連番管理や請求書等到着日を基準とする支払管理といった統制手続きが一般的である。また、「財務報告の信頼性」目的からは、債務の計上漏れを防ぐべく証憑類のファイリングや日付順保存などの内部統制手続きが実施される。

これらの統制手続きは、書面または電子データのいずれか一方による一元的な管理の下に行われることが有効であり、統制手続きと証憑書類の保存方法は同一であることが効果的である。電子取引に関する証憑の保存方法を法が制限することは、企業が取締役会の下で構築してきた内部統制システムに多大なる影響をもたらすことが危惧される。

② 事務負担に対する影響

平成30年度税制改正において、電子レシート普及の実態を踏まえ、適格簡易請求書の電磁的記録による提供が可能となった。また、適格請求書等の記載事項に係る電磁的記録を提供する場合における、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者の承諾が不要となった。そして、電子インボイス推進協議会とデジタル庁は、令和5年10月1日の電子インボイス導入・普及に向けた取り組みを行っている。

これらを勘案すれば、電子取引の取引情報を扱う機会が増大する流れは否定できないが、特別な請求書等保存ソフトを有しない事業者、特に人的余裕のない事業者にあつては、電子データによる保存義務化の事務負担は多大なものとなる。また、対応するシステムを導入しようとする場合には、そのコストも経営上の問題となる。

③ 税法間の不一致

前述のように、電子帳簿保存法第7条は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者を対象としている。一方、消費税においては、請求書等の保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことを勘案して、令和5年10月1日以降も出力書面等による保存

制度が存置されることとなっており、所得税・法人税と消費税という国税の括りの間で、電子取引の取引情報に係る保存方法に齟齬が生じている。これは、事業者の事務管理上、混乱を招くものである。

また、消費税において出力書面等による保存が可能であっても、電子帳簿保存法第7条によって、実務上、電子取引情報については電子データで保存せざるを得ないこととなる。

令和3年度税制改正に対処するため、電子取引データの保存義務に懸念を示す事業者からは、請求書等の発行者に対し、電子取引をやめて書面による請求書等の交付を求めるというような声も聞かれる。本来、DX推進へ向けた電子帳簿保存法であるはずなのにも関わらず、同法第7条がDXの進展を阻害する要因となる恐れがある。検索機能の確保要件が厳格すぎるということも事業者が電子データによる保存を躊躇する要素の一つであろう。

また、出力書面等による保存措置が廃止されたことに関して、電子データによる保存を行うことは、果たして本当にオリジナルデータとの同一性を確保しうるものであるかは疑問である。つまり、電子データによる保存を行ったとしても、特に、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」による運用を行う場合、改ざん可能性を完全に排除することはできないはずである。

令和4年度税制改正大綱に盛り込まれた令和5年12月31日までの宥恕措置は、事業者に対する周知には効果的であるものの、上記の問題や懸念を根本的に解決するものとはならない。

税務手続の電子化を進める上で電子取引の取扱いが重要となることは尤もだが、同時に納税者の負担軽減や権利保護の観点も考慮されなければならない。そこで、電子帳簿保存法における電子取引に関する規定について適正化を図るべく、以下の改正を要望する。

(2) 要望事項

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存方法については事業者の裁量に委ね、出力書面等による保存も可とするために、電子帳簿保存法第7条に下記を追記すること。

「ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。」

② ①に伴い、出力書面等を国税関係書類以外の書類とみなすこと。

(関係法令 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条、第8条、同法施行規則第4条第1項、令和3年改正法附則第2条、消費税法第57条の4第5項、消費税法施行規則第15条の5第1項、同第2項)

Ⅱ 本年度の建議事項

【 所得税 】

1. 事業者と生計を一にする親族に支払った事業からの対価について、必要経費の特別規定とする位置づけを改め、必要経費として認めること。

所得税法第 57 条は、恣意的な所得分散による租税回避行為を防止するため個人単位の課税を原則としている所得税法第 56 条の規定の例外規定である。

しかし、所得税法第 56 条及び第 57 条制定当時と比較すると、現在の社会は、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化し多様化している。そのため、個人事業は家族による協力により成立するという価値観で一括りにすることに無理が生じている。所得税法第 56 条はその役割を終えたと考えられる。

生計を一にする親族に支払う対価であっても適正契約に基づき、金額、支払方法及び支払時期が適切であり、青色申告により記帳が適正に行われている場合には、必要経費の特例ではなく、必要経費そのものとして事業等の必要経費として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 56 条、第 57 条)

2. 土地等の譲渡損とそれ以外の所得との損益通算及び繰越控除を原則として認めないとする制度は廃止すること。

自己の取得した土地等の譲渡損失が他の所得と損益通算できないとなれば、本来の担税力を示しているとされる包括的な所得に対する課税という趣旨にそぐわない。また、法人と個人事業者との間の取扱いの差異も更に拡大することとなる。

平成 16 年度税制改正は、株式の譲渡益に対する税率と同じになるように税率を引き下げ、併せて他の所得との損益通算を不可として譲渡所得内の整合性を持たせた改正といえる。しかし、土地等の取引価額や取引頻度等を考慮した場合、株式の譲渡と土地等の譲渡を同列に扱うべきではない。早急に本来の担税力に応じた課税制度とすべきである。

(関係法令 所得税法第 69 条、第 70 条、租税特別措置法第 31 条、第 32 条)

3. 譲渡所得の計算において、①相続財産を譲渡した場合の取得費特例、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例について、その適用要件のうち、相続税の申告書提出期限の翌日以降「3年以内」を「5年以内」に延長すること。

相続等により取得した財産を3年以内に譲渡した場合の所得計算では、①相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算する取得費特例と、②非上場株式を発行会社に譲渡した場合に、みなし配当を課税しないとする特例とがある。

しかし、①地方では不動産売買が著しく減少しており、固定資産税評価額でも売買が成立しない事例が多く、不動産の譲渡に時間がかかるようになっている。相続税を取得費に加算できる期間を、不動産の取引に係る期間が延びている現状に合わせる必要がある。また、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡するとしても、一旦相続した株式について譲渡してもらうまで3年以上の期間がかかることが多い。

そこで、これらの特例が受けられる譲渡までの期間を現行の「3年以内」から「5年以内」に延長すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第39条、第9条の7)

4. 譲渡所得の金額の計算上、抵当権抹消費用等を負担している場合には譲渡費用として認めること。

土地等の売買の場合、当該物件に抵当権が設定されている場合が非常に多く、また、実務上、通常の売買において抵当権を抹消しなければ譲渡は不可能である。その意味からも売買時の抵当権抹消費用等については、譲渡に必要な費用等に該当すると考えられるため、譲渡費用として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第33条)

5. 所得税の人的所得控除を大幅に縮減し新たな税額控除制度(給付付きを含む)を創設すべきである。

(一部修正)

現在の人的所得控除の制度は、いたずらに所得税の課税ベースの縮小を招いている。超過累進税率のもとでは、所得控除は高所得者の税負担をより多く軽減する累進的税負担軽減効果を生じさせるが、税額控除は納付税額自体減額する制度のため所得の多寡には関係なく軽減税は一定である。つまり所得控除を税額控除に変えることで課税ベースの浸食を防ぎ所得の再配分効果を高めることとなる。さらに、給付付きであれば控除額以下の税負担者や課税最低限以下の所得者層について還付・給付することでよりダイレクトに所得の再配分効果が高まる。

税額控除は、一定の要件(扶養児童数、所得の制限など)を設けることにより、特定層の世帯や個人をピンポイントで政策ターゲットにすることができるため、少子化対策、格差是正対策などの政策目的に対して、所得控除より有効性が高いと一般に言われる。

特に、我が国における少子化の進行、人口減少は深刻であり、早急な税制上の対策が必要であることから、子育て世代に対する財政的支援として、税額控除の形で復活させるべきである。

(関係法令 所得税法第2条、第84条)

6. 不動産所得における事業的規模と事業的規模以外の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違を是正すべきである。

不動産所得の計算において、資産損失は、事業的規模の場合はその全額を必要経費に算入できるが、事業的規模以外の場合は不動産所得の金額が必要経費に算入される限度となる。貸倒損失は、事業的規模の場合は回収不能となった年分の必要経費となるが、事業的規模以外の場合は収入計上した年分に遡って所得計算をやり直すこととなり、取扱いが異なる。

しかし、事業的規模以外の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることには変わりがなく、事業規模により取扱いが異なっているのは、税負担の公平性の観点からしても不合理である。よって、事業的規模以外の場合にも事業的規模の場合と同じ取扱いにするべきである。

(関係法令 所得税法第 51 条)

7. 準確定申告の申告期限を、相続開始があったことを知った日の翌日から少なくとも 6 月以上とすること。

相続が発生した場合には、仏事など通常では生じない手続き等が数多く生じる。また、相続内容によっては申告手続きに時間を要する場合があります。相続人の年末調整の手続き等にも配慮する必要がある。現行の「その相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日」は短すぎるといわざるを得ないため、実務上の困難性等を考慮して、相続開始があったことを知った日の翌日から少なくとも 6 月以上にすべきである。

(関係法令 所得税法第 124 条)

8. 青色申告事業者の事業を相続により承継した場合の事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限を、準確定申告の申告期限と統一すること。

青色申告事業者の事業を相続により承継した場合には、事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限は、現行は下記のようになっている。

- ① その死亡の日がその年の 1 月 1 日から 8 月 31 日までの場合
・・・死亡の日から 4 月以内
- ② その死亡の日がその年の 9 月 1 日から 10 月 31 日までの場合
・・・その年の 12 月 31 日まで
- ③ その死亡の日がその年の 11 月 1 日から 12 月 31 日までの場合
・・・その年の翌年の 2 月 15 日まで

相続開始の日により、2 月から 4 月の開きがあり不公平な取扱いとなっているため、準確定申告の申告期限と統一すべきである。(関係法令 所得税法第 144 条、第 166 条)

9. 被相続人より相続した空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について、適用要件を緩和すること。

(一部修正)

被相続人が居住用不動産を所有していた場合において、その居住用不動産には引き続き被相続人の配偶者が居住するが、年齢や管理能力等の関係からその配偶者ではなく被相続人の子が相続せざるを得ないケースがある。このケースにおいて配偶者が死亡し二次相続が発生してその居住用不動産が空き家となった場合、子がその居住用不動産を譲渡してもその配偶者が所有していたものではないため、租税特別措置法第 35 条第 3 項を適用できず、適用を受けられる場合との取扱いに不公平が生じる。

従って、同条の適用要件を緩和し、一次相続において子が相続した居住用不動産に配偶者が居住していた場合において、その居住用不動産に対して配偶者居住権が設定されていた等、その配偶者が一次相続後から二次相続発生までの間、真に居住をしていたと認められるときは、その配偶者の死亡により空き家となった居住用不動産の譲渡について同条の適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 35 条 3 項)

10. 所得税確定申告の申告期限を 4 月 15 日とすること。

(新規)

所得税の確定申告の期限は 3 月 15 日であるが、所得税制の複雑化、経済取引の多様化に伴い、決算・申告手続きに時間を要することから、納税者にとって過度の負担となっており、納税者が正しい申告を行うためには時間的余裕が必要である。

新型コロナウイルス感染拡大のため、令和元年分、令和 2 年分の所得税の確定申告期限は 4 月 15 日まで延長されたが、これによる大きな支障は生じていないことから、個人住民税や社会保障など他の制度との整合性を図りながら、所得税の確定申告期限を 4 月 15 日とすべきである。

(関係法令 所得税法第 120 条)

11. 暗号資産に係る所得の課税方式を分離課税とすること。

(新規)

金融商品取引法の改正により、令和 2 年 5 月以降、仮想通貨は暗号資産と呼称が変更され、金融資産に位置付けられることとなったが、税務上の取扱いは原則雑所得として総合課税のまま変更されていない。他の金融資産（FX、有価証券等）との課税の公平の観点から、申告分離課税とすべきである。

(関係法令 所得税法第 35 条、租税特別措置法第 41 条の 14)

12. 交通用具使用者に支給する通勤手当の非課税限度額の拡充。

(新規)

公共交通機関が充実していない地方においては通勤のためマイカーを所有しなければならず、企業が規定する通勤手当が非課税限度額を超えている場合が多くなっている。平成 26 年 10 月の所得税法施行令の改正により、同年 4 月に遡及して給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられたとはいえ、その非課税限度額は未だ低いと言わざるを得ない。また、平成 28 年度税制改正では、マイカーなどの交通用具を使用している者に支給する通勤手当については据え置かれたままとなった。地方の実情を考慮し、交通用具使用者に支給する通勤手当の非課税限度額の拡充を図るべきである。

(関係法令 所得税法第 9 条)

13. 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例について、空き家の取り壊し又は耐震工事が譲渡後の場合であっても、特例の適用を認めること。

(新規)

不動産の譲渡においては、現況のまま買主に引き渡すことが少なくない。

被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用にあつては、「空き家の発生を抑制するための特例措置」として導入された規定の趣旨に鑑み、譲渡契約書等で取り壊し又は耐震工事が条件として記載され、実際の取り壊し又は耐震工事が申告期限までに行われた場合には、適用要件を緩和し、空き家の取り壊し又は耐震工事が譲渡前か譲渡後であるかを問わずに適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 35 条第 3 項)

【 法人税 】

14. 役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を見直すこと。

法人税法上の役員給与（使用人兼務役員の使用人分給与及び役員退職給与を除く）は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に該当しなければ損金不算入とされ、該当するものでも、下記①又は②に該当するものは損金不算入と規定されている。

- ① 過大役員給与…業務の対価として不相当な、著しく高額な役員給与
- ② 仮装、隠蔽して支給するもの

平成 28 年度及び 29 年度税制改正において、定期同額給与に手取保障型給与を認める改正、事前確定届出給与の種類拡大、利益連動給与に中長期の業績目標の達成度合いに応じた給与等を含める改正などが行われたことにより、従来と比較して役員給与の損金算入の範囲は広がってきた。一方、役員退職給与の損金算入要件は規定されていなかったが、法人税法第 34 条

の改正により、業績連動給与に該当するものは、法人税法第 34 条の損金算入要件を満たさなければならないことになった。しかし、これらの改正は、主として上場企業等の所有と経営が分離した会社形態における役員給与を対象とするものであり、同族会社においては未だに「別段の定め」により損金算入が制限されている状況に変わりはない。

基本的な考え方として、会社法上、適法な手続きに基づき支払われた給与（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）は、税務上も定期的、臨時的な支給を問わず損金算入すべきであり、もって「企業会計と税制の調和」を図るべきである。そもそも、会社法上は、役員賞与も含めて役員に対する報酬等の本質は業務執行の対価であることを定め、会計処理についても費用処理を原則としていることから、原則として法人税法第 22 条により損金算入が認められるべきである。役員給与の支給形態に着目するのではなく、支給額そのものが業務執行の対価として適正か否か、すなわち、法人税の課税ベースの適正化の視点から税制上の規制の必要性を判断すべきである。そして、対価の適正性については、恣意性や利益調整の意図が明らかに認められるケースなど、税務当局による過大役員給与の厳格な認定により実務的に対応すべきであると考える。

（関係法令 法人税法第 34 条、同法施行令第 70 条、会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条）

15. 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること。

従業員の退職金及び賞与は、労働の対価に係る債務であるため、発生主義による会計処理として、「中小企業の会計に関する指針及び中小企業の会計に関する基本要領」の規定上、負債性引当金として当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない。

企業会計と税制の調和、及び担税力に応じた課税の公平性の観点から、これらの負債性引当金について、法人税法第 22 条第 4 項の趣旨に則り、可能な限り会計上の費用計上時期と一致させ、損金算入を認めるべきであると考え。特に、中小企業にとっては、退職給付債務の支払いが発生した事業年度は資金的に大きな負担になること、また、事業再生の実務でも簿外債務の存在は再生手続きの妨げになる場合もあるため、各事業年度における担税力の評価は労働債務の発生を考慮したもので行うべきと考える。

（関係法令 法人税法第 22 条第 4 項、旧法人税法第 54 条、会社法第 431 条）

16. 貸倒引当金の損金算入を認めること。

平成 23 年度税制改正により、貸倒引当金制度については、中小法人等、金融機関、リース会社等を除いて損金算入が認められないこととなった。

法人は適正な債権の評価を行うため、「金融商品に関する会計基準」あるいは「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、その有する債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債

権に区分した上で、会計上、取立不能見込額を貸倒引当金に繰入れる必要がある。中でも、更生手続き開始の申立て等があった場合の個別評価金銭債権については、現行税制においては100分の50の損金算入が認められているに過ぎない。しかしながら、債務者につき法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低いこと、申立てから損失確定までに長期間を要する経験や実態を踏まえ、個別評価による貸倒引当金の繰入率を高める方向で見直すべきである。これにより不良債権処理の促進が図られ、企業再生手続きも円滑化される効果が期待できる。

以上の趣旨により、会計と税務の乖離が生じる弊害があること、及び適正な貸倒引当金を繰入れることで正確な経営実態と適正な担税力を表示することになることから、税務上も、全法人について貸倒引当金の損金算入が認められるべきと考える。

(関係法令 法人税法第52条、同法施行令第96条第1項第3号)

17. 公益法人等が行う収益事業について、限定列举方式を廃止し、非営利性と公益性を判断基準とした新たな方式を導入すべきである。

公益法人は、法人税法上の収益事業にのみ課税されるが、公益認定法上の公益目的事業に該当する事業は収益事業から除かれ課税されない。即ち、公益法人等の行う事業が、法人税法施行令第5条に限定列举された34事業に該当すれば、公益目的事業に該当しない限り、その事業は課税対象になる。しかし、収益事業の判定が困難な場合も多く、また公平性の観点からも多くの問題を抱えているものと考えられる。

例えば、明らかに営利性が認められる事業であっても34事業に該当しない場合は課税の対象とはならない一方で、非営利性が高いと判断される事業、例えば障害者支援サービス事業は医療保険業に該当するものとして課税の対象となる。また、請負業については、その範囲の判定において拡大解釈される傾向がある他、収益事業の範囲についても、法令等に基づき収益事業から除外する事業を定めているため、収益事業の判定が非常に複雑である。

このように、収益事業を政令に限定列举する法形式は、実務上の判断に困難性をもたらしているため、新たな方式を導入すべきである。公益法人等の行う事業は原則課税とした上で、非営利性と公益性の判断基準を法令上に明確に規定し、その基準に合致した事業についてのみ非課税とする方式の導入を提案する。

(関係法令 法人税法第4条第1項、第5条、第7条、同法施行令第5条第1項、第2項1号、同法基本通達15-1-28他多数、公益認定法第5条7号)

18. 法人税の延納制度を中小法人に対して認めること。

中小法人は厳しい経営環境の中で、納税資金の捻出にも苦勞するケースが多く見受けられ、税の滞納発生という経営存続リスクを抱えている。担税力の点からの資金繰りに対する影響を考慮するだけでなく、所得税法に延納制度が定められていることとの公平性を確保する観点から、

法人税法においても中小法人の確定申告について延納制度を創設することを提案する。

(関係法令 所得税法第 131 条)

19. 中小企業が給与等の引上げを行った場合の特別税額控除制度における給与等の範囲を拡大すること。

(新規)

いわゆる賃上げ税制について、分配を促進し個人の所得水準の改善を通じた消費喚起を図るという制度趣旨からすると、引き上げの対象とする給与等には、従業員への直接的な給料・賞与だけでなく、従業員の福利の向上となるものが含まれるべきである。従業員は雇用契約を結ぶ前提として、生涯賃金の試算による人生設計を行う一方で、企業は継続的雇用によって生産性の向上を実現できる。賃上げ税制は、政策の短期的有効性を目的とするだけでなく、長期的な視点に立った経済全体の生産性向上に資する制度設計にすべきと考える。企業は、従業員への給与水準は、毎月の給与だけでなく、賞与、退職金、福利厚生をも含めて設定しているのだから、将来の退職金・年金のための掛金等を含めた制度の拡充を図るべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項)

【 相続税・贈与税 】

20. 相続税法第 32 条の更正の請求の事由の各号の中に、「相続開始時において履行義務が確定していない保証債務、連帯債務が相続開始後一定期間内に確定した場合で求償権の行使が不能の場合」の事由を加えること。

相続開始の時に潜在的に存していた被相続人の保証債務、連帯債務を相続開始後に履行した場合は、本来被相続人の相続財産から支弁されるべきものである。しかし、現実には必ずしも相続開始の時に相続人が被相続人の保証債務、連帯債務等を認識しているとは限らない。実際に履行があり、しかも求償権の行使が不能であるならば、当然相続財産の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反して不合理である。一定期間（例えば 3 年以内）に確定した場合には、救済措置を講ずるべきである。

(関係法令 相続税法第 14 条第 1 項、第 32 条)

21. 相続時精算課税制度選択により受贈する土地についても、推定相続人の相続時までの居住の継続を要件として、相続税において小規模宅地等の減額の特例適用を認めるべきである。

(一部修正)

相続時精算課税制度により受贈した土地であっても、被相続人の居住の用に供されていた宅地であって、相続人も継続して居住していたのであれば、相続人の生活基盤維持のためには不

可欠な財産と言える。また、相続時精算課税制度を選択したからといって、その土地が相続財産から除外されるわけではないが、小規模宅地等の特例は、相続又は遺贈により取得した財産に限定されているため、生前に贈与を受けた財産は小規模宅地等の特例を受けられず、本来の相続財産との間に不公平が生じている。

従って、推定相続人の受贈時から相続開始時までの居住が継続し、特定贈与者に係る相続開始の時点で相続税における小規模宅地等に該当する要件を満たしている居住用宅地であれば、相続時精算課税制度を選択して受贈した土地であっても小規模宅地等の特例を認めるべきである。

(関係法令 相続税法第 21 条の 9、租税特別措置法第 69 条の 4)

22. 財産評価において、老朽化した未利用の建物が存在する場合で、相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、建物の評価をゼロにするべきである。

(一部修正)

相続開始時に存在する建物については、固定資産税評価額を基礎として財産評価され、その後解体撤去されたとしても、その解体撤去費用は、相続開始時の確定債務ではないため、控除すべき債務にも該当しない。しかし、取り壊すしかない建物であっても評価額が 0 円ということにならないのは、財産評価実務上は理不尽に思える。従って、相続税申告期限内に 1 棟すべてを実際に解体撤去した場合には、当該建物をゼロ評価することができるようにするべきである。

一方で、建物を解体撤去した場合のその底地の評価は、更地評価することとし、小規模宅地等の特例も適用できないようにするのが課税の公平性から妥当である。

(関係法令 相続税法第 22 条、財産評価基本通達 1 (2)、1 (3)、第 3 章 89 家屋の評価)

23. 相続人に成年後見人等の法定代理人が選任された場合の相続税の申告期限を、その相続に係る納税義務者全員について、法定代理人の申告期日まで延長すること。

相続人に未成年後見人及び成年後見人の法定代理人が選任された場合、その相続人の相続の開始があったことを知った日は、法定代理人が選任された日として取り扱う規定があるが、他の相続人にはこの取扱いが適用されない。このため、法定代理人が選任された相続人と、そうではない相続人との間で申告期限が異なる結果となる。

法定代理人が選任された相続人のみ申告期限が延長されたとしても、他の相続人との申告期限の相違から、遺産分割等においても混乱を生じさせる恐れがある。こうした事態を回避するため、成年後見人等である相続人に法定代理人が選任された場合には、全ての相続人について申告期限を法定代理人が選任された相続人の申告期限に合わせるべきである。

(関係法令 相続税法基本通達 27-4 (7))

24. 個人版事業承継税制について、制度の対象となる特例事業用資産のうち宅地等及び建物についての面積要件を撤廃すべきである。

納税猶予制度の適用となる特定事業用資産のうち、土地については小規模宅地等の特例との選択適用ができることから、手続きが煩わしく要件が厳しいために事業承継税制が敬遠される場合がある。個人版事業承継税制の利用を促すためには、宅地等について400㎡、建物について800㎡とされている面積要件を撤廃すべきである。

これにより広い土地で活用された店舗、工場、車両も含めて適用することができ、利用のしやすい制度となる。

(関係法令 租税特別措置法第70条の6の10)

25. 特例事業承継税制について、現経営者の筆頭株主要件の判定は、経営者単独で行うのではなく、その直系尊属や配偶者を含めて判定すること。

(新規)

今般の事業承継税制の改正による贈与者の範囲の拡充は、後継者に先代経営者等が保有する株式を集中させ、より確実な経営権を持たせることで事業を円滑に継続させることが目的であると考えられる。しかし、①既に先代経営者が死亡している場合には、相続税負担等の問題からその配偶者など後継者以外の親族が株式を保有しているケースや、②夫婦で会社経営をしている場合に、一方が代表者となり他方が会社の大株主になっているケースについて、現経営者が贈与等により株式の移転をしようとしても筆頭株主要件を満たせない。このため、特例事業承継税制の適用を受けられず、後継者に多額の税負担が発生することとなる。改正の趣旨を鑑みれば、後継者に株式が集約される限りにおいては広く特例事業承継税制の適用を認めるべきであり、現経営者の筆頭株主要件の判定は現経営者単独で行うのではなく、現経営者の直系尊属やその配偶者を含めての判定とすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2、第70条の7の5、第70条の7の6)

26. 被保険者である保険契約者が高度障害保険金を受け取って間もなく死亡した場合の、残余保険金の非課税枠の創設。

(新規)

現行法上、被保険者である保険契約者が保険事故により高度障害保険金を受け取って間もなく死亡した場合、使い残した保険金は相続財産となり、相続税の非課税枠の適用はない。本来、生命保険金(死亡保険金)の非課税枠の制度は、残された法定相続人の生活費用としての性格を重んじており、死亡直前に受け取る高度障害保険金もこれと同様の性格を持つものとする。従って、死亡直前に受け取った高度障害保険金に一定の非課税枠を創設し、死亡保険金の非課税枠制度とのバランスをはかるべきである。

ただし、使い残した保険金額を正確に捉えることは実務上困難を要するため、一定の非課税枠の計算は、死亡直前期間を2年(24ヶ月)とし、高度障害保険金を受け取ってから死亡までの期間に応じ、法定相続人の数×500万円×(24ヶ月－保険金受領から死亡までの月数)÷24ヶ月とする。

なお、他に非課税枠適用の死亡保険金がある場合には、当該死亡保険金を含め現行法の非課税限度額を限度とする。

(関係法令 相続税法第12条)

27. 被相続人の一親等の血族(代襲相続人を含む)及び被相続人の配偶者は相続税の2割加算から除外されているが、除外対象者に「特別寄与料受給者」を含めること。

(新規)

高齢の両親の介護等に関しては、現在においても長男の妻などが担っているケースも多いと思われる。平成30年改正民法で特別寄与料制度が創設され、令和元年7月1日以後に発生した相続について、被相続人に対して介護等で貢献した親族は相続人でなくとも相続人に対して特別寄与料として金銭の支払いを請求できるようになった。

しかしながら、この特別寄与料は被相続人から遺贈により取得したのものとして扱われるため、相続税の2割加算の適用を受ける。相続税法第18条は、一親等の血族及び配偶者以外の者が相続財産を受け取ることは偶然性が高いこと等から負担の公平を図る立法趣旨と解される。相続人と同等又はそれ以上に被相続人の介護に尽力した同居の親族に対して相続税の2割加算を適用するのは、負担の公平性からも情情的にも考慮すべきと考える。

従って、特別寄与料受給者を2割加算の対象から除外するよう要望する。

(関係法令 相続税法18条、民法1050条)

【 消費税 】

28. 軽減税率制度を廃止すること。

消費税の軽減税率制度が令和元年10月1日から施行されている。すでに導入された制度ではあるが国民の混乱は大きく、以下に掲げる多くの問題があり廃止が望ましい。

- ① 逆進性緩和の効果に疑問があること。
- ② 事業者の事務負担が増えること。
- ③ 社会保障財源が不足すること。
- ④ 適用範囲の判断が複雑化すること。
- ⑤ VRR (VAT Revenue Ratio: 消費税収の効率性指標) が低下するため、付加価値税の世界的な潮流に逆行していること。

軽減税率の対象範囲はこれ以上広げないよう限定すべきであり、ましてや更なる税率の複数

化にならないよう要望する。

(関係法令 消費税法第 29 条、平成 28 年改正法附則第 34 条)

29. 社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること。

非課税取引は消費者に税負担を求められないため、売上げについて取引先から消費税相当額を収受できない一方で、仕入れや設備投資等についての仕入税額控除が認められない。

このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は、最終消費者ではないにもかかわらず、仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組みとなっている。この問題は、社会保険診療など、価格が定められている場合においてとりわけ顕著であり、転嫁できない消費税の負担が事業者の経営を圧迫する要因となる。

消費税制は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。

非課税取引の類型には、「税の性格から課税取引とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があり、特に「社会政策的な配慮に基づくもの」について課税取引とし、消費税の計算を出来るだけ簡素にするべきである。

(関係法令 消費税法第 6 条第 1 項)

30. 簡易課税制度の選択は、事前届出制度もしくは提出した日の属する課税期間からでなく、確定申告書の提出時に簡易課税制度の有無を表示する方式に改めること。

平成 28 年度税制改正において簡易課税の選択については、経過措置として届出書を提出した日の属する課税期間から適用することも認められたが、届出による選択リスクが依然として残っている。簡易課税制度は中小事業者の事務負担軽減の趣旨で規定されたもので、みなし仕入率の見直しにより益税の発生を可能な限り防止するべきである。また、納税義務者である事業者には事前選択による納税上のリスクが生じないように、簡易課税制度の適用は確定申告書の提出時に、簡易課税選択の有無を表示する方式に改めるべきである。

さらに高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の見直しや、居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除の適用を認めないなど還付を巡る税の抜け道を封じ込めつつ、多額の設備投資を行った場合に高度な判断を要する現制度の選択要件を緩和し、納税者に理解されやすい簡素な制度に改正すべきである。

(関係法令 消費税法第 12 条の 4、第 19 条、第 37 条)

31. 消費税の仕入税額控除の95%ルールを復活させること。

平成23年度改正により、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者について、95%ルールは適用されないこととなった。これにより、益税解消に繋がった一方で、事業者は消費税課税区分の会計処理が煩雑となり、多大な事務負担を課せられている。特に、中小事業者は、事業年度によって課税売上高が大きく変動する場合があります、個別対応方式を選択するために、課税区分の処理を遡及修正する事務負担も発生する。そのような事務負担を回避する一括比例配分方式を選択すれば、税負担は一般的に増加するのが実情である。

従って、中小事業者については95%ルールを復活させるとか、非課税売上高が僅少な額（たとえば受取利息や社宅家賃だけのケース）であれば仕入税額を全額控除できるよう改正を要望する。

（関係法令 消費税法第30条第1項、第2項、第4項、第5項）

32. 個人事業者に係る消費税の確定申告書の提出期限を4月15日とすること。

（新規）

消費税の前段階控除方式による仕入税額控除において帳簿方式を前提とする場合、記帳した帳簿に基づき仕入税額控除の金額を算出することにより納付税額が計算されるため、正確な帳簿を記帳することが必要となる。

しかし、平成元年に消費税が導入された後、消費税法は度重なる改正を経て複雑化の一途を辿り、現在では簡素な税制とは程遠いものとなっている。加えて、経済取引の多様化、複雑化も進んでおり、適正な帳簿記帳に基づく適正な申告のために多くの時間を要するようになっている。

さらに、インボイス制度が予定通り導入されることとなれば、事業者はインボイスに係る記載事項の確認作業、税額の確認等、更なる時間的な負担を強いられることとなる。

現在、個人事業者に係る消費税の確定申告期限は、課税期間末日の翌日から2ヶ月以内と規定されるが、租税特別措置法により3月31日に延長されている。しかし、適正な申告のためには更なる時間的余裕が必要となる。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和元年分及び令和2年分の個人事業者の消費税確定申告期限はいずれも4月15日まで延長されたが、これは納税者から広く受け入れられている。

以上のことから、複雑化する消費税制、経済取引の多様化へ対応するため、個人事業者に係る消費税の確定申告書の提出期限を恒久的に4月15日とすることを要望する。

（関係法令 消費税法第45条第1項、租税特別措置法第86条の4第1項）

33. 売手負担の振込手数料について、振込手段に関わらず適格請求書及び適格返還請求書の交付義務を免除すること。

(新規)

販売代金等に係る売手負担の振込手数料について、売手で売上値引として処理する場合には、売手から買手に対して返還インボイスを交付することが必要となる。また、買手は売手が負担すべき振込手数料を立替えたに過ぎず、代金決済と同時に立替金が精算されたものとして処理する場合には、売手が仕入税額控除を受けるために買手からインボイスと立替金精算書等を受領する必要がある。これでは売手、買手双方に対して相当な事務負担を強いることとなる。

振込手数料を売手負担とすることは商慣習として多く行われていることであり、また、その金額は僅少であることから、このような取引にまでインボイスあるいは返還インボイスの交付を求めることは合理的とは言えない。

金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスについてはインボイスの交付が免除されることとなっているが、窓口やネットバンキングにおける振込手数料についても販売代金等の決済に係るものに限り、ATMによる手数料と同様にインボイスあるいは返還インボイスの交付義務を免除すべきである。

(関係法令 消費税法第57条の4第1項、第3項、同法施行令第70条の9第2号、第3号)

【 地方税 】

34. 国税と地方税の規定が同一でない場合には、国税と地方税の規定を統一すること。

国税と同一の内容であるにもかかわらず、国税と地方税の規定が同一でない場合には、制度上の整合性を図ることができず、実務上も申告漏れや記載漏れが生じやすくなってしまふ。また、ケースによっては、歳入よりも徴税コストが上回っている実情も存在する。従って、以下の項目については、納税者の利便性や徴税コストの観点からも、国税の規定に合わせて地方税の規定を改正すべきである。

- (1) 給与所得者の給与所得以外の所得について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

給与所得者の給与所得以外の所得が20万円以下の場合には、地方税においても所得税と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第45条の2、第317条の2)

- (2) 上場株式等以外の少額配当等については、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすること。

所得税法では、上場株式等以外の配当等で1回に支払いを受ける配当等の額が10万円に配当計算期間の月数を乗じて12で除して計算した金額以下の場合(以下、少額配当等)には、確定申告不要制度を選択できるが、地方税法にはこの規定がないため、少額配当等

の場合でも申告が必要となってしまう。従って、地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第8条の5、地方税法第71条の27)

- (3) 公的年金等について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

所得税法では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下であるときは申告不要となっているが、地方税法においても所得税法と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第45条の2、第317条の2)

35. 償却資産に係る固定資産税の賦課期日及び申告期限を選択制とすること。

償却資産に係る固定資産税は申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産の状況を1月31日までに市町村長に申告しなければならない。

しかし、12月決算法人及び個人事業者の償却資産に係る固定資産税の申告では、償却資産の確定が難しく、さらにそれ以外の法人においても、決算後の固定資産の状況について法人税の確定申告とは別に改めて申告を行わなければならない状況にある。

税制の簡素化・公平な税負担の観点からも、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人は12月末日）とし申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限とすることも認め、現状の申告期限との選択制とすべきである。

(関係法令 地方税法第359条、第383条、第394条)

36. 退職者の住民税について翌年1月1日から4月30日までに退職した場合でも普通徴収の選択を可能にすること。

個人住民税の特別徴収義務が徹底され徴収率も99.8%と高く、徴収義務者の事務負担は増加しているが、制度は浸透しつつある。但し、退職者の住民税については特別徴収・一括徴収・普通徴収と選択できるが、翌年1月1日から4月30日までに退職した者については普通徴収への切替が認められていない。徴収義務者が数か月分の住民税をまとめて徴収することを退職者に説明しても理解を得られずトラブルになるケースもある。中には退職者から徴収できず会社が負担しているケースもある。徴収義務者の負担も考慮し、退職時期を問わず普通徴収を選択することを可能にすべきである。

(関係法令 地方税法第321条の5第2項)

【 各税共通・その他 】

37. 少額の減価償却資産に係る取得価額の損金算入の制度の金額要件を一律 30 万円未満とし、一括償却資産の特例を廃止するとともに、固定資産税の課税対象から 30 万円未満の償却資産を除くべきである。

少額の減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については、3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。一方、固定資産税については、30 万円未満の償却資産について全額損金算入した場合でも、課税対象となり、固定資産税が課されている。

このように、少額の減価償却資産については、その取扱いが非常に複雑となっている。

従って、税制の簡素化の観点から、一括償却資産制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律 30 万円未満とする制度に一本化するとともに、固定資産税についても、30 万円未満の償却資産については、課税対象から除くべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5、所得税法施行令第 138 条、第 139 条、法人税法施行令第 133 条、第 133 条の 2、地方税法第 341 条)

38. 次のような少額資産は、金額が少額であり管理が煩雑であるので、全額損金算入を認めるべきである。

(一部修正)

(1) 電話加入権及びリサイクル法の規定による預託金は金額が少額であり、かつ管理が煩雑となっているため、全額損金(必要経費)算入を認めるべきである。

(関係法令 自動車リサイクル法第 73 条～79 条)

(2) また既に帳簿に計上されている電話加入権及びリサイクル預託金については、10 年間などの一定期間で均等償却又は一時償却できることとし、これも損金(必要経費)算入できることとすべきである。

39. 印紙税法を廃止すること。

印紙税法は、経済的取引における契約時や資金決済時などの文書作成行為に対して課税されるものであるが、その背後にある経済的利益に対してはそれぞれ法人税・所得税・消費税などの課税がなされているため、二重課税となっていると考えられる。

また、記載項目や記載内容などの解釈に基づく課税文書・非課税文書の判断が非常に困難であるため、適正で公平な課税の実現が果たせているとは言えない。

さらに本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）の時代を迎え、今後は増々、紙の文書に代わって電子データの交換による取引が増加することが予想されることから、文書作成行為に対する課税は、全く時代に適合していないと言える。

以上のことから、印紙税法は早急に廃止すべきである。

（関係法令 印紙税法、同法施行令、同法基本通達）

【 納税環境整備 】

40. 国税通則法第 97 条第 1 項第 1 号の「審査請求人若しくは原処分庁に対し質問権を行使して作成した質問調書その他の資料」に、閲覧・謄写権を認めるべきである。

国税通則法の改正により、国税通則法第 97 条第 3 項では、閲覧・謄写権がみとめられることとなったが、これは第 96 条第 1 項若しくは第 2 項（証拠書類等の提出）又は第 97 条第 1 項第 2 号（審理のための質問・検査等）の規定により提出された書類であり、最も重要な第 97 条第 1 項第 1 号の規定により提出された書類には認められていない。

国税不服審判所においては、形式審査後に実質審理が行われるが、担当審判官が質問権を行使して作成した質問調書その他の資料については閲覧・謄写権が認められていないために、裁決に至るまでの流れについて検証することが困難な状況となっている。

また、担当審判官と参加している審判官の合議体による議決を経て、裁決に至るという手続きが同一のものである保証はなく、この点からも不透明といわざるを得ない。

さらに、公表される裁決は一部であり、情報公開法に基づく開示請求にも限界がある。これらの点から、第 97 条第 1 項第 1 号の閲覧・謄写権を求めるものである。

（関係法令 国税通則法第 96 条第 1 項、第 2 項、第 97 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 項）

41. 事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合の手続について、国税通則法において明確に規定し、通知が確実に実施されるようにすること。

平成 23 年 12 月に国税通則法の一部が改正され、事前通知に関する手続が明確化された。事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することが事務運営指針に定められている。しかし、平成 26 年度に本会で行った税務調査アンケートの結果を見ると、いわゆる無予告調査のうち 22%の税務調査において、納税義務者又は税務代理人に対する通知が行われていなかった。法の改正の趣旨である調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるという観点、課税の公

平性を確保することを目的として無予告調査が法律上明確化されたこととの比較衡量の観点からも、当該事務運営指針の内容について通則法本法において明確に規定すべきである。

(関係法令 国税通則法第 74 条の 9、10、調査手続に関する事務運営指針第 2 章 2 (3))

42. e-Tax 等、電子システムの利便性向上を図ること。

(一部修正)

現在、国税については e-Tax、地方税については eLTAX、社会保険手続きや各種認定の申請等の行政サービスについては e-GOV や G ビズ I D といったように、種々の電子システムが利用されているが、その利用にあたっては、利便性が十分に確保されているとは言い難い。

令和 3 年 9 月にデジタル庁が創設され、同庁では徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の D X 推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく取組を進めていくこととしている。

そこで、D X 推進の観点から、電子システムの利便性向上を図るための改善を行うことが望まれる。

- (1) e-Tax について 24 時間 365 日受付可能とすべきである。さらに e-Tax メッセージボックスについて、掲載事項を拡充し各種届出の状況を即座に確認できるようにすべきである。各種届出の確認は適正な税額計算を行うために必要不可欠であるが、当初提出した届出書類の控えを紛失した場合に、直接税務署に問い合わせることでしか確認ができず不便である。
- (2) 税理士法人の支店が相続税申告書を電子申告した場合、相続人ごとに受信通知が発行されるため、受信するためには e-Tax に登録した電子証明書の認証が必要である。税理士法人の場合、通常は本店が電子証明書を登録して法人税等の代理送信を行っているため、相続税の受信通知は本店に送信され、支店が受信することは事実上不可能な状況が生じている。相続税についても法人税と同様に、支店がメッセージボックスを経由することなく即時通知から受信通知を受信できるよう、あるいは個人納税者全般について電子証明書の認証なしで受信通知を閲覧できるよう、国税庁システムの仕様の改正を要望する。
- (3) e-Tax、eLTAX、e-GOV、G ビズ I D など、目的に応じて利用すべき電子システムの窓口が異なることは利便性に欠けるため、ポータルサイト等を設置することにより、窓口を一元化することが望まれる。

43. 被相続人が生前に提出した申告書等を閲覧する場合における要件の緩和。

(新規)

被相続人が生前に提出した申告書等を閲覧する場合、被相続人全員を明らかにする戸籍(抄)謄本又は法定相続情報一覧図の写し(申請日前 30 日以内に発行されたもの)、閲覧申請する相続人以外の相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書(申請日前 30 日以内に発

行されたもの)の提出が必要である。

しかし、相続人の居住地が遠方であったり疎遠である場合、また新型コロナウイルス感染症等や災害の影響で県境を越えた移動が困難である場合には委任状の取得等に時間を要し、税務手続きに支障をきたす可能性がある。

従って、相続人全員の委任状は不要とし、戸籍謄本等による代表相続人1名の証明で閲覧を可能にすべきである。

(関係法令 申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針))

【 災害税制 】

44. 災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和。

災害により被災した場合、災害のあった日の属する事業年度において損金経理を要件として災害損失特別勘定を繰り入れて被災事業年度の損金算入が可能となる。ただし、東日本大震災や平成28年熊本地震のような甚大な災害の場合は、被災資産の修繕見積額の算定や修繕等を早期に完了させることが困難であるため、損金経理の要件を災害のあった日から2年以内の日の属する事業年度と改めるべきである。また、現行では災害のあった日から1年を経過する事業年度(1年経過事業年度)において、災害損失特別勘定を取崩して益金に算入することとなるが、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。ただし延長の適用を受けるためには「延長確認申請書」を1年経過事業年度終了の日までに提出しなければならない。災害の規模によっては工事完了まで数年間要することもあり、被災者が申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。そこで、災害損失特別勘定の益金算入時期については1年経過事業年度ではなく、修繕が完了した事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も不要とすべきである。

(関連法令 所得税法基本通達36・37共-7の5~10、法人税法基本通達12-2-1~16)

45. 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和。

(1) 適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること

現在、東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」の施策が実施されている。令和3年4月より第2期復興・創成期間と位置付けられ、復興への取り組みを更に前に進めることとなり、対象区域について産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な沿岸地域に重点化された。被災地では住宅等のコミュニティー形成は進んでいるが、産業再生は地域や業種によってばらつきがあり未だ復興半ばである。適用区域や業

種を限定して行う施策では、却って被災地域ごとに格差が生じ、被災地全体の復興に資するものではなくなってしまう。よって、適用区域・集積業種の要件を緩和し、適用しやすい制度として改正すべきである。

(2) 適用対象資産を拡大すること

現行の東日本大震災復興特別区域法では、第 37 条第 1 項で適用資産を機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物と規定しているが、この範囲を船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品も含め拡大すべきである。

東日本大震災復興特別区域法の適用される産業の範囲が広がっていることから、すべての償却資産を対象にすべきと考える。特に漁業者にとっては、船舶の特別償却、税額控除、償却資産税の特例を受けることができれば、今後の復興を大きく前進させることができるものと考えられる。

(関係法令 東日本大震災復興特別区域法第 37 条)